

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年8月7日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	B N Yメロン・新興国ハイインカム・バランス（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年3月25日から平成29年9月26日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年3月24日付をもって提出し、平成29年3月25日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、「第二部 ファンドの情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」および「第二部 ファンドの情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要」の記載事項に誤りがありましたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。当該記載につきましては、書類作成時に担当者の誤認識により記載を修正したことにより誤りが生じ、社内でのチェックは行われたものの誤記載となっていることを発見できませんでした。今般、組入ファンドと同一のマザーファンドに投資するファンドの商品概要の確認を行った際に、誤りを検知したものです。今後は、組織としての確認態勢を再検証し、具体的には、変更箇所がある場合は関係部署に確認し、変更箇所が明示された原案にて書類のレビューを行い、このようなことが起きないように、努めて参ります。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部 _____ が訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

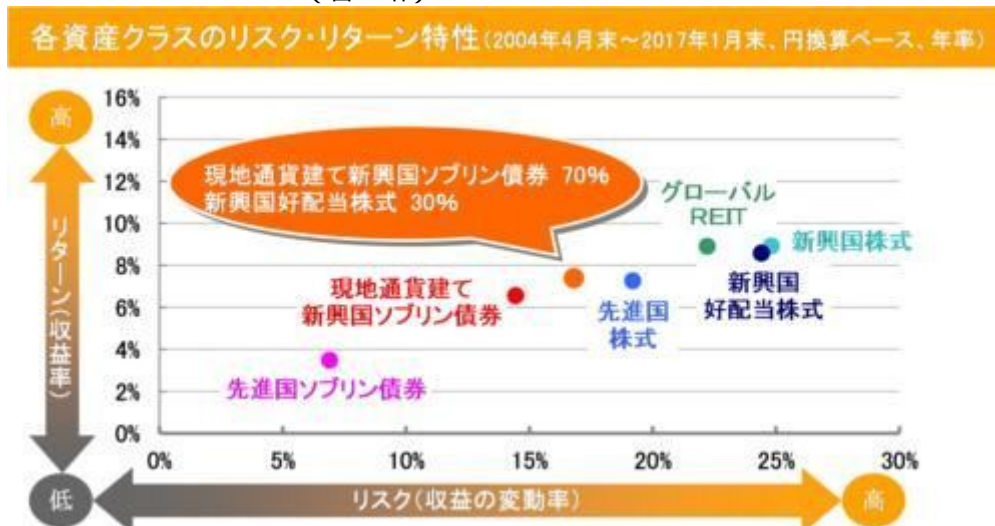
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

(省略)



出所：ブルームバーグのデータを基にB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作

現地通貨建て新興国ソブリン債券：JPモルガンGBI-EM Global Diversified Index（円換算ベース）

新興国株式：MSCI Emerging Markets Index（配当込み、円換算ベース）

新興国好配当株式：S&P Emerging Markets Dividend Opportunities Index（配当込み、円換算ベース）

先進国ソブリン債券：Citi World Government Bond Index（円ベース）

先進国株式：MSCI World Index（配当込み、円換算ベース）

グローバルREIT：S&P Global REIT Index（配当込み、円換算ベース）

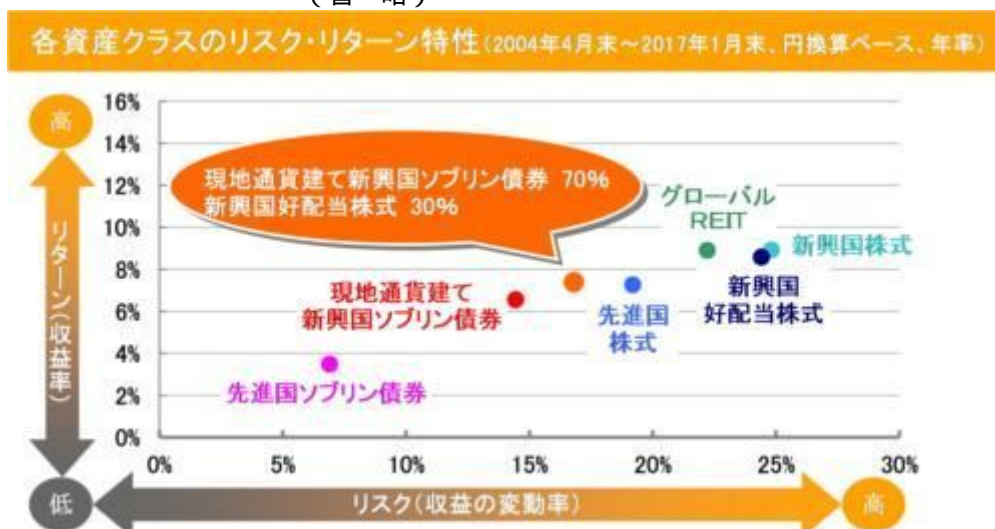
新興国、先進国の定義はIMFによるものです。

上記グラフ・数値は、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

(省略)

<訂正後>

(省略)



出所：ブルームバーグのデータを基にB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作

現地通貨建て新興国ソブリン債券：JPモルガンGBI-EM Diversified Index（円換算ベース）

新興国株式：MSCI Emerging Markets Index（配当込み、円換算ベース）

新興国好配当株式：S&P Emerging Markets Dividend Opportunities Index（配当込み、円換算ベース）

先進国ソブリン債券：Citi World Government Bond Index（円ベース）

先進国株式：MSCI World Index（配当込み、円換算ベース）

グローバルREIT：S&P Global REIT Index（配当込み、円換算ベース）

新興国、先進国の定義はIMFによるものです。

上記グラフ・数値は、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

（省 略）

2【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

（省 略）

〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要

1．世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

（省 略）	
投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>JPモルガンGBI-EM Global Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
（省 略）	

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

（省 略）	
投資態度	<p>主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>JPモルガンGBI-EM Global Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>運用にあたっては、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
（省 略）	

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要

1．世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）

（省 略）	
-------	--

投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
（省 略）	

(参考)世界新興国ソブリン・マザーファンド

（省 略）	
投資態度	<p>主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>運用にあたっては、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
（省 略）	

（省 略）